

奈良市包括的道路維持管理業務委託に関する基本契約書（案）

- 1 業務名 奈良市包括的道路維持管理業務委託
- 2 履行場所 奈良市内一円（月ヶ瀬及び都祁地域を除く旧奈良市地域）
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
- 4 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円
（受注者が課税業者である場合に限り、記入してください。）
- 5 契約保証金 金 免除 円
ただし、現金 金 円
代用証券 金 円（内訳別紙明細書のとおり）

上記の委託業務について、奈良市（以下「発注者」という。）と本業務の受託者（以下「受注者」という）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 奈良市二条大路南一丁目1番1号
氏 名 奈良市
奈良市長 印

受注者 所在地
商号または名称
代表者氏名 印

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要となる事項を定めるとともに、発注者と受注者の責務を明確化することで、その責務の履行を確実にすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「本契約」とは、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。
- (2) 「本業務」とは、包括的道路維持管理業務委託、即ち、統括マネジメント業務、コールセンター業務、巡回業務、交通安全確保業務、災害対応業務、補修・修繕業務、案内標識等管理業務、植栽管理業務、害虫対応業務、清掃業務、法定外公共物等管理業務、埋設管TV調査業務の総称をいう。
- (3) 「設計図書」とは、プロポーザル実施要領等及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 「プロポーザル実施要領等」とは、本業務に関し、発注者が公表した「奈良市包括的道路維持管理業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領」及びその他発注者が公表した書類並びにこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (5) 「要求水準書」とは、本業務について、発注者が公表した「奈良市包括的道路維持管理業務委託 要求水準書」（その後の修正及び変更を含む）をいう。
- (6) 「提案書」とは、プロポーザル実施要領等に基づき、本業務の受注者の選定手続きにおいて、受注者が提出した提案書をいう。
- (7) 「統括責任者等」とは、プロポーザル実施要領等に定める要件を満たす技術者を本業務の統括責任者及び副統括責任者をいう。
- (8) 「指示等」とは、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除をいう。
- (9) 「業務計画書等」とは、受注者が「要求水準書 第3章第3項」に基づき発注者と協議のうえ作成する書類の総称をいう。
- (10) 「契約不適合」とは、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。

(総則)

第3条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、本業務を履行期間内に完了し、成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

- 3 発注者は、業務に関する指示を受注者または受注者の統括責任者等に対して行うことができる。この場合において、受注者または受注者の統括責任者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の指示若しくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者及び受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者及び受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（契約の構成及び適用関係）

- 第4条 本契約は、設計図書及び提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の各書類の内容について齟齬または矛盾がある場合には、本契約書、プロポーザル実施要領等（要求水準書を除く。）、要求水準書、提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が要求水準書に優先する。
 - 3 本条第1項の各書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第5条 この約款に定める指示等は、書面（ファックス及び電子メール及びシステムを介した指示等を含む）により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行期間等)

第6条 本契約の期間は、契約締結日の翌日から令和8年9月30日までとする。

2 事前準備期間は、契約締結日の翌日から令和7年9月30日までとする。

3 本業務の作業実施は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、以下の各号に記載された業務とし、詳細は要求水準書及び提案書において定める。

1 統括マネジメント業務

2 コールセンター業務

3 巡回業務

4 交通安全確保業務

5 災害対応業務

6 補修・修繕業務

7 案内標識等管理業務

8 植栽管理業務

9 害虫対応業務

10 清掃業務

11 法定外公共物等管理業務

12 埋設管TV調査業務

2 前項に定める(6)補修・修繕業務については、1件あたり50万円(税込)未満の工事を対象とする。

(別途工事契約事項)

第8条 発注者は、前条第2項に掲げる本業務の委託契約以外に補修・修繕業務における1件あたり50万円(税込)以上130万円(税込)未満の工事に係る業務を実施する場合は、工事毎に別途契約を締結するものとする。

(統括責任者等)

第9条 受注者は、プロポーザル実施要領等に定める要件を満たす技術者として、を本業務の統括責任者等を選任し、発注者に選任した技術者を届け出なければならない。また、統括責任者等を変更する場合、受注者は、事前に発注者の承認を得たうえで、変更後の統括責任者等を届け出なければならない。

(契約の保証)

第10条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなけ

ればならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27 年法律第184 号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8 の額）、保証金額または保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

（表明及び保証）

第11条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 受注者による本業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 受注者に第40条第1項第4号から第7号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 受注者が公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。前項に規定された事項に変更が生じた場合、受注者は発注者に対して直ちに通知するものとする。

（契約上の地位の譲渡等）

第12条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務または契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（特許権等の使用）

第13条 受注者は、特許権等の対象となっている施行方法を使用するときは、特段の定めがある場合を除き、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(著作権等の譲渡禁止)

第14条 受注者は、自らまたは著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、または譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第15条 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、または必要な措置を講ずる。

(一括再委託等の禁止)

第16条 受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、プロポーザル実施要領等に基づき、あらかじめ書面によりその旨を発注者に届出し、発注者の承認を得なければならない。

(秘密保持)

第17条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 発注者または受注者の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果物を開示する場合。

(8) 前条第2項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせまたは委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(奈良市情報セキュリティポリシーの遵守)

第18条 受注者は、本契約の履行において「奈良市情報セキュリティポリシー」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第19条 本契約締結に関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(発注者による本業務の内容の変更)

第21条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の3か月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1か月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1か月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が前項に定める見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1か月以内に成立しない場合、発注者は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第39条及び第40条第4項を準用する。

5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければなら

らない。

- 6 前各項の規定に関わらず、発注者は本契約に基づく各年度における受注者への支払額が、当該年度の発注者の予算額を超過するおそれがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、本業務内容の実施時期の変更または本業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

(受注者による本業務の内容の変更)

- 第22条 受注者は、本業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の3か月前までに変更案（委託費部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1か月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って本契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第2章 本業務の実施

(業務計画書等の提出)

- 第23条 受注者は、第6条第2項に規定する事前準備期間に発注者と協議のうえ、設計図書に基づいて業務計画書等を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書等を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この約款の他の条項の規定により履行期間または設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書等の再提出を請求することができる。この場合において、本条第1項の「事前準備期間」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
 - 4 業務計画書等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(許認可の取得等)

- 第24条 受注者は、法令上で定める資格を有する者が実施すべき業務については、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項のほか、受注者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等並びにプロポーザル実施要領等で規定する要件を、その責任と費用により取得して維持しなければならない

い。

(保険)

第25条 受注者は、本業務の実施にあたり、損害賠償責任保険等の保険に継続して加入しなければならない。なお、受注者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項の規定による保険契約締結後または更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、本条第1項に基づき加入した保険の内容の全部または一部を変更する場合（実質的に同内容での更新の場合を除く。）には、事前にその内容が発注者に通知し、その承諾を得なければならない。また、変更後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

(発注者による申請等)

第26条 本業務の実施に当たって発注者が関係機関への申請、報告または届出等を必要とする場合、受注者は、書類作成及び手続き等について、本業務にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

2 受注者は、道路施設の維持管理作業時に道路法第80条に基づき発注者が用意する「道路工事等協議並びに通行禁止等の意見照会」を所轄警察と協議し、協議結果に基づき本業務を実施しなければならない。

(業務の中止)

第27条 発注者は、必要があると認める場合、受注者に対し、本業務について中止の内容及び理由を通知した上で、本業務の全部または一部を一時中止させることができる。

2 前項の中止により発生する追加費用または損害の負担については、以下のとおりとする。

(1) 発注者の帰責または指示による場合：発注者が負担する。

(2) 法令等の変更または不可抗力による場合：第42条及び第43条に従う。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合：受注者が負担する。

(業務内容の変更)

第28条 受注者は、本業務について、基本契約及び別途契約に定められた完成期限（工期）の変更その他本業務の業務内容の変更が必要となった場合または必要になるおそれが明らかになった場合、直ちに発注者に報告する。

2 発注者または受注者が法令等の変更または不可抗力により業務内容を遵守できないことを理由として業務内容の変更を請求した場合、発注者及び受注者は、協議により新し

い業務内容を定めるものとする。

- 3 前項の協議が、協議開始日から14日以内に整わない場合、発注者は、新しい業務内容を合理的に定めて受注者に通知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により業務内容が変更される場合、発注者は、受注者と協議のうえ、変更後の業務内容の業務開始予定日及び履行期間満了日を変更することができる。
- 5 業務内容の変更により発生する追加費用または損害の負担については、以下のとおりとする。第2項の変更により発生する追加費用または損害の負担については、以下のとおりとする。
 - (1) 発注者の帰責または指示による場合：発注者が負担する。
 - (2) 法令等の変更または不可抗力による場合：第42条及び第43条に従う。
 - (3) 上記(1)及び(2)以外の場合：受注者が負担する

第3章 適正な業務の確保及びモニタリング

(業務報告等)

第29条 受注者は、履行期間中、本業務について、プロポーザル実施要領等に定める提出書類を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項に基づき提出された書類の内容について受注者に説明を求め、また必要な範囲で、受注者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

3 受注者は、業務完了時、本業務についてプロポーザル実施要領等に定める成果物を作成し、発注者に提出するものとする。

(発注者によるモニタリング及び立入検査)

第30条 発注者は、プロポーザル実施要領等の規定により、本業務の実施についてモニタリングするものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 発注者は、前項の検査または受注者の業務遂行状況についてモニタリングを行うため、受注者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること及び適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力しなければならない。

(是正措置の請求)

第31条 前条に規定する検査等の結果、プロポーザル実施要領等に従った本業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示したうえで、受注者に対して是正計画書の提出を命じることができる。

2 受注者は、是正計画書の提出を命じられてから5日以内に是正計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた是正計画書に従い本業務を行わなければならない。

3 発注者は、前項の期限内に受注者が是正計画書を提出しない場合（是正計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、または是正計画書どおりに本業務が行われていない場合、第35条及び第40条の規定により、委託料の減額または契約解除することができる。

第4章 業務委託料の支払い

(業務委託料)

第32条 本業務の委託料のうち、本契約に基づく委託料の総額は、頭書第4項のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の業務内容が変更され、委託料の変更が必要となった場合には、発注者は、受注者と協議のうえ、委託料を変更することができる。

(業務委託料の支払い)

第33条 以下の各号に掲げる各業務の業務委託料は、履行期間を通じて四半期ごとに均等額を支払うものとする。

- (1) 統括マネジメント業務
- (2) コールセンター業務
- (3) 巡回業務
- (4) 交通安全確保業務
- (5) 災害対応業務
- (6) 補修・修繕業務
- (7) 案内標識等管理業務
- (8) 植栽管理業務
- (9) 害虫対応業務
- (10) 清掃業務
- (11) 法定外公共物等管理業務
- (12) 埋設管TV調査業務

- 2 受注者は、各四半期に行った本業務について、対象期間にかかる月間業務報告書（第四四半期については年間業務報告書）をもって発注者に報告するものとし、発注者は、当該報告を受けてから10日以内に報告内容を確認する。
- 3 受注者は、発注者が前項に基づく報告内容を確認した日以降翌月14日までに、第1項各号に掲げる業務に関する各四半期の業務委託料の支払いを発注者に請求する。
- 4 発注者は、前項に基づく請求を受けたときは、適法な請求を受けてから30 日以内に、業務委託料を支払うものとする。

(著しく賃金または物価が変動した場合の契約変更)

第34条 発注者または受注者は、本契約の有効期間内で本契約締結の日から12か月経過した後、日本国内における著しい賃金水準または著しい物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認められるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に発注者が受注者に対して支払済みの業務委託料については、変更しない。

- 2 前項による請求は、同項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替える。

- 3 予期することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者または受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 4 本条第1項または前項の場合において、契約金額の変更額については発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、賃金水準若しくは物価水準の変動またはインフレーション若しくはデフレーションの状況を適正に反映する形で契約金額の変更額を発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 前項の協議開始の日については発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項または第3項の請求を行った日または受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 6 前各項にかかわらず、金利変動に伴う追加費用及び本業務に必要な資金調達に伴う追加費用は、いずれも受注者が負担するものとする。

(委託料の減額)

第35条 発注者は、第30条に規定するモニタリング実施の結果、受注者が是正計画書を提出しない場合（是正計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、または是正計画書どおりに本業務が行われていない場合、「別紙 モニタリング手順書」に基づき罰則点を履行期間終了時に集計し、委託料に反映する。

第5章 その他の受注者の義務

(契約不適合責任)

- 第36条 発注者は、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約不適合であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて目的物の修補を請求し、または修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者の損害が受注者の責めに帰すべき事由により生じたものではないことにつき、受注者が立証した場合はこの限りでない。
- 2 前項本文の契約不適合責任の対象には、第7条に掲げる各業務で実施した道路施設とし、これらに起因して生じた損害（受注者が判定した損傷度合いを基に発注者が実施設計または工事を行った本件施設において、受注者の判定の誤りにより設計または工事費が増大若しくは工期が遅延した場合の発注者に生じた損害を含む。）について、受注者は発注者に損害を賠償する。
 - 3 前2項の規定による契約不適合の修補または損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受

けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 4 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを認識していた場合、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の契約不適合がプロポーザル実施要領等の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものである場合は、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(地域住民対応)

第37条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、要求水準書において規定される本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に起因する環境問題（騒音振動、臭気等）への対策及び広報等を含む。）を行わなければならない。

- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
- 3 受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要なとなった費用を負担しなければならない。

第6章 リスク分担及び損害賠償

(リスク分担の原則)

第38条 発注者は本契約で別途定める場合以外には、本業務に関し、何らの費用または責任も負担しない。

(増加費用の負担)

第39条 本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（プロポーザル実施要領等及び本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の状態に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。ただし、増加費用の発生防止について、受注者が合理的な努力を怠っていたときはこの限りではない。

- 2 前項本文に規定する以外の理由により本業務の実施に要する費用が増加した場合であっても業務委託料の増額は行わず、増加費用は受注者が負担するものとする。

(損害賠償)

第40条 受注者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 受注者が本契約のいずれかの条項に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

(2) 前号に定めるものの他、受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 発注者の本契約の違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 発注者の責に帰すべき事由または要求水準に従い業務を遂行しても避けることができない事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。当該事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

4 前項以外の事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。当該事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

(履行遅滞の場合における遅滞違約金)

第41条 受注者の責めにより、プロポーザル実施要領等に定める期日までに対応する各業務が完了しない場合、発注者は、遅滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相應する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(法令等の変更)

第42条 受注者は、本契約締結日以降の法令等の変更（税制の変更を含む。）により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は受注者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、発注者は法令等の変更により履行困難となった受注者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、受注者及び発注者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から60日以内に本契約または要求水

準の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。

- 4 前項に基づく対応により発生する費用の負担は以下のとおりとする。
 - (1) 本業務に直接関係する法令等の変更（税制の変更については消費税及び地方消費税の変更をいう。）の場合には、発注者の負担とする。
 - (2) 前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。
- 5 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本業務残りの部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項規定は、本業務の全履行を目的とする受注者の協力・努力義務を免除するものではない。
- 6 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第39条及び第40条第4項の規定を準用する。

（不可抗力）

第43条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応する。また、本件施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。

- 2 前項に定める不可抗力の発生に伴う費用のうち、本業務のうち住民対応等業務及び災害対応業務として実施すべき業務に関して発生した費用並びに受注者が第15条に基づき付保した保険により填補される範囲の損害等については、受注者の負担とする。
- 3 第1項に定める不可抗力の発生に伴う費用のうち、前項に定める以外の費用であって日常的に発生する維持管理の対象に含まれる範囲を超える費用については、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意または過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。
- 4 第1項に定める不可抗力に伴う本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本業務の残りの部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項は、本業務の全履行を目的とする受注者の協力・努力義務を免除するものではない。
- 5 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用については、発注者の負担とする。

- 6 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第39条及び第40条第4項の規定を準用する。

第7章 契約終了

(業務移行期間)

第38条 受注者は、プロポーザル実施要領等の定めるところにより、業務移行期間において、本業務の引継ぎに必要な業務を行わなければならない。

- 2 前項の業務移行期間における業務の引継ぎに要する費用については、受注者が負担するものとする。

(期間満了による終了)

第39条 期間満了により本契約が終了した場合、受注者は業務事務所を原状回復し、発注者の確認を得たうえで、発注者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の原状回復が発注者の指示に従った適切なものでない場合の受注者の責任は、第30条に従うものとする。

(発注者による解除)

第40条 受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第23条に基づく改善措置請求に正当な理由なく従わない場合。
- (2) 第43条に基づく表明保証が虚偽または不正確なものであった場合。
- (3) 前2号のほか受注者が本契約に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、違反が是正されなかった場合。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、または、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (5) 小切手または手形の不渡があった場合
- (6) 受注者が第41条の規定によらないで契約の解除を申し出た場合。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下、本条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）または経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等または経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等または経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等または経営に事実上参加している者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 受注者がアからエまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ 上記アからカに該当する場合の他、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24 年吹田市条例第50 号）に違反すると認められるとき。

（8）本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。

2 前項第1 号から第7 号の事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払わなければならない。違約金の額は、契約金額の100 分の10 とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。

3 第1 項の規定にかかわらず、発注者は6 か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。

4 前二条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用する。この場合において、第3 9 条第1 項の「業務移行期間において」は「解除日から1 か月以内の期間で」と読み替えるものとする。

（受注者による解除）

第41条 発注者が、正当な理由なく業務委託料の支払いを1 か月以上遅延した場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

3 第4 0 条第4 項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

(契約の変更)

第42条 第36条、第37条、第44条、第45条及びその他本契約において特別に定める場合を除き、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。